

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月9日（平成29年（行個）諮問第96号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第58号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る実地調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年3月3日付け静岡労働局（決）第28-324号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 全部開示を請求する。

イ 理由

平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切を請求したが、部分開示であった。出勤簿等が、全てマスキングされており、詳細不明である。これでは、休業補償不支給に対する審査請求時に詳細な意見書を書く事が、不可能である。したがって、全部開示を請求する。

（2）意見書

ア 趣旨

全部開示を請求する。

イ 理由

休業補償の支給決定は、請求人にとり、非常に重大な決定であるから、行政はその理由を詳細に説明するべきである。

またその根拠となった理由を開示するのは、当然の事である。

出勤簿等が全て不開示であり、詳細不明である。よって全部開示を請求する。

また今回休業補償不支給決定に対し審査請求する際にいずれも重要な内容であるから開示するべきである。

したがって全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年2月9日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年3月10日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び3号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び3の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情

報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び3号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年6月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年7月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成30年5月16日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び3号イに該当するとして、不開示を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番1は、審査請求人が受診した医療機関の診療担当者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3の1頁は、特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて資料を提出した事業場担当者の部署名及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3（上記イを除く。）は、出勤簿に記載された審査請求人以外の氏名及びその出勤状況であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分のうち氏名は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である日々の出勤の状況は、一般的に他人に知られたくない情報であり、同僚等の職場関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

通番2は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号及び3号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部 分」としている部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)	
				2号	3号イ
1	休業支給決 定決議書等	1	① 2頁診療担当者署名及び印影	○	
		2	② 2頁及び4頁事業主印影		○
2	休業実地調 査復命書等		—		
3	事業場提出 資料	3	1頁発信者部署氏名, 6頁ないし1 8頁不開示部分(ただし職員氏名欄 が空欄の行を除く。)	○	